

平成24年度 湯梨浜町国民健康保険事業計画

1. 基本方針

国民健康保険は、地域住民の医療の確保と健康保持増進に大きく貢献し、その制度発足以来、国民皆保険制度の中核となる医療保険制度として重要な役割を果たしています。

本町における国民健康保険加入状況(平成24年4月末現在)は、2,541世帯
4,582人で、加入者は総人口の約26%を占めています。

被保険者の高齢化や生活習慣病の増加、また高度医療技術の進歩等により年々保険給付費が増加する一方、財政基盤の要となる税金については、経済不況による離職者や滞納者の増加、所得の低下等があり、国民健康保険の運営は、極めて厳しい状況が続いています。

国は、国民健康保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、患者負担の見直し、医療費適正化の推進、保険者による生活習慣病健診、保健指導の義務化など医療制度改革を推進しています。さらに、市町村国保の広域化、新しい高齢者医療制度導入などについて一定の結論を出し、今後実施に向けた準備に入る段階となっています。

当町国民健康保険では、平成23年度においてほぼ全額財政調整基金を繰り入れるという、危機的な会計状況にあります。今後は国保税率の引き上げ、さらなる支出の抑制を図っていくしか当町国保を維持していく方法はありません。保険給付費は今後も増加が見込まれ、それに見合った国保税の確保には困難が想定されます。制度の枠組みが大きく変わる中、国保事業の適正な運営と財政の安定化を図るため、税の収納対策、医療費適正化、保健事業の充実に一層努めます。

2. 重点目標

(1)国民健康保険税の適正賦課及び収納率向上対策の推進

保険税課税のための所得把握を適正に行ない、適正賦課に努める。

税の収納率を平成23年度以上とするよう努める。

(2)適用適正化対策の推進

退職被保険者及び被扶養者の的確な適用に努める。

(3)医療費適正化対策の推進

レセプトの内容点検、給付発生原因の把握について充実強化を図っていく。

また、被保険者の健康の保持増進、生活習慣病の予防のため保健事業を実施する。

被保険者の自己負担及び保険給付費の軽減のため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進を図る。

3. 具体的計画

(1)国民健康保険税収納率向上対策の推進

①口座振替の加入促進

新規加入手続き等の際、口座振替による納付の利用を勧奨する。

②現年度未納者対策

滞納対策本部を設置し、収納体制を強化し、新規滞納者を増やさないためにも督促状送付、電話催促等の納付勧奨を行なう。

③悪質滞納者対策

悪質な滞納者を把握し、鳥取中部ふるさと広域連合への徴収委託を実施する。納税相談を実施し、実情に応じた短期被保険者証等を交付し、一括払いが困難な者には分納計画をたてさせ、滞納額の減少に努める。督促状・催告書などへの反応がない者には、町としても財産差押などの滞納処分実施を含め厳正に対応する。

④国保税納付の広報活動

音声告知放送を利用し、納付勧奨を行なう。また、納付書発行時に国保税パンフレットを全被保険者世帯に送付する。

(2)適用適正化対策の推進

①未適用防止対策

町報、HP、健康づくりカレンダーに啓発記事を掲載し周知徹底を図る。住民基本台帳担当・年金担当と連絡を密にして住民異動情報等を的確、迅速に把握するように努める。

③退職被保険者の適用の適正化

日本年金事務所から提供される年金受給権者一覧表を活用して該当者を抽出し、適用適正化を図る。場合によっては、被保険者証更新時に職権適用を行う。また、退職被保険者の被扶養者についても適用適正化を図る。

(3)医療費適正化対策の推進

①保健事業

特定健康診査等実施計画に沿って特定健診、特定保健指導を実施する。

また、レセプトデータをもとにした疾病分析資料を積極的に活用し、重複・頻回受診者に対して保健師による訪問指導を実施する。

医療費通知事業(年2回)、成人式時のエイズ予防の啓発パンフレット配布を実施する。

②レセプト点検調査

内容点検は中部4町と共同で点検専門員を雇用し、月5日の点検を実施する。国保連合会より送付される過誤、再審査等の各リストに基づく点検及び縦覧点検を実施しているが、平成21年度から導入された電子レセプトによる縦覧・横覧点検など、なお一層の強化を図る。

③後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用の促進

新薬の特許期間満了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売される後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、新薬と同様の効果を得られるものとして普及してきており、薬品の価格を大幅に低く抑えることができる。被保険者負担の医療費を軽減すると共に、増大する療養給付費を抑えるため、使用促進の取組みを行う。

具体的な取り組みとして、被保険者に対する通知にジェネリック医薬品利用を促進する内容の表記をする。

4. その他

制度周知の実施

町報、健康づくりカレンダー及び湯梨浜町ホームページ等を活用して国保制度の周知、医療費の適正化等についての啓発を行なう。